

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和4年5月1日から令和11年5月31日までの7年間

2 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業期間中でも情報提供をおこない、休業中社員の職業能力開発及び向上を図る。

対策	・令和4年5月	目標達成に向けた社内の情報収集を行う
	・令和4年6月	休業中の情報提供に向けた検討を行う
	・令和5年8月	情報提供の見直しを行う
	・令和6年8月	再度見直しを行う

目標2：労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入。

対策	・令和4年5月	制度の整備に向けた情報収集を行う
	・令和4年8月	子どもの看護のための休暇を始業時刻および終業時刻に連続しない時間単位での取得ができる制度を整備し、社員に周知させる
	・令和5年8月	社員に再度周知を図る
	・令和6年8月	社員に再度周知を図る

目標 3：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

- 対策
- ・令和6年8月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
 - ・令和6年10月～ 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討
 - ・令和7年1月～ 制度導入、パンフレット配布やポスター掲示等により従業員への周知を図る
 - ・令和8年1月 従業員に再度周知を図る